

豊田市放課後児童健全育成事業 南西部ブロック運営業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

豊田市放課後児童健全育成事業において、放課後児童クラブの質の向上を図りながら、継続的・安定的に放課後児童クラブを運営し、家庭的な雰囲気の中で、児童の自主性、社会性、創造性を育み、心豊かでのびのびと活動ができるようにするために、本委託業務を適切に遂行する能力及び技術力を有すると判断するための企画提案プロポーザルを実施するものである。

2 委託業務の内容

豊田市放課後児童健全育成事業 南西部ブロック運営業務委託仕様書のとおり

3 提案限度額

300,157,895円

※なお、本業務委託は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

4 開設準備期間及び契約締結の条件

- (1) 委託業務期間は令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までとする。
- (2) 受託者は契約日から令和8年3月31日までの間を準備期間とし、放課後児童健全育成事業についての知識の習得や運営体制の把握、支援員等の確保、統括体制の確立等を行うものとする。また、市が関係者等への説明会を開催する場合は、同席をするものとする。ただし、委託準備期間における委託料の支払は発生しないものとする。
- (3) 本契約の履行結果が優良な場合、令和12年度まで豊田市放課後児童健全育成事業 南西部ブロック運営業務委託を本業務の契約の相手方と、単年度の随意契約により契約を締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。業績が良好かどうかは運営評価等で判断する。
ただし、年度毎の随意契約を行う際に実施校等内容を変更する場合がある。
- (4) 現在、開設している放課後児童クラブであっても、参加児童が通常学期中に5人を下回る状態が2年継続した場合は、放課後児童クラブの閉鎖を検討する。閉鎖を決定した場合には、翌年度から閉鎖する放課後児童クラブ分の経費は、翌年度事業費から減額する。
- (5) 現在、放課後児童クラブを開設していない小学校であっても、新たに「豊田市放課後児童クラブ開設要望書」が学校及び地域から提出された場合は、放課後児童クラブの開設を検討する。開設を決定した場合には、翌年度4月に向けての開設準備用の経費と翌年度から開設した放課後児童クラブの運営に掛かる経費を増額する。

5 業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

6 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。競争入札参加資格を有しない者は、以下の資料を提出し、契約締結能力や信用力が確認できた場合に参加を認める。

履歴事項全部証明書	法務局で発行
納税証明書（国税） （未納の税額がないことの証明）	税務署で発行。「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3）
納税証明書（愛知県税）※ （未納の税額がないことの証明）	愛知県の県税事務所で発行。「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
納税証明書（豊田市税）※	証明の種類は「完納証明」

※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で、納税証明書が受けられない場合は「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出。

- (2) 法人格を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、豊田市競争入札参加資格を有する者であって、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。それ以外の者の場合は、豊田市入札参加停止等要綱別表に定める措置要件に該当していないこと。
- (6) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除措置の対象となる法人に該当する者でないこと。
- (7) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
- (8) 公告日において令和2年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として1件当たり契約金額1億円以上※の放課後児童健全育成事業業務の履行実績を有する者であること。

※複数年度契約の場合、契約総額を契約年数で除した金額（端数切捨て）とする。

7 選考日程

(1) 全体スケジュール

区 分	期 日
業者選定審査会による方式の決定	令和7年 8月25日 (月)
事業実施の公告、公表、公募開始、業務説明資料等の交付	令和7年 8月26日 (火)
参加表明書の受付期限・質問の受付期限	令和7年 9月 2日 (火)
参加資格確認通知書の送付	令和7年 9月10日 (水)
質問の回答期限	令和7年 9月16日 (火)
提案書等提出期限	令和7年 9月24日 (水)
ヒアリング実施及び選考委員会開催候補日	令和7年10月 8日 (水)
選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始	令和7年10月 9日 (木)
業者選定審査会による業者の決定	令和7年10月27日 (月)
見積徴取	令和7年11月 5日 (水)
委託契約締結	令和7年11月13日 (木)

(2) ヒアリング実施及び選考委員会開催

- ア 日 程 令和7年10月8日 (水) 午前9時から午後5時までのうち指定する
40分
- イ 場 所 豊田市役所 東41会議室 (東庁舎4階)
- ウ 内 容 提案書に基づき1社40分 (説明15分、質疑応答25分) のヒアリング
を行う。
- エ その他
- ・出席者は4名以内とする。
 - ・説明は提出書類のみとし、総括責任者又は主任担当者が行うこと。
なお、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介
は行わないこと。
 - ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
 - ・感染症等の状況によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。そ
の場合、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定で
あるため対応できるようにすること。

8 選考委員

委員長	こども・若者部副部長	柘植 孝悦
委員	豊田市こども発達センター地域療育相談室 室長	上里 初志
	豊田市立竹村小学校長	佐藤 義則
	教育部学校教育課長	岸本 勝史
	こども・若者部こども・若者政策課課長	近藤 啓史

9 提案書等の提出書類

(1) 参加表明書提出時

ア 参加表明書

イ 参加資格要件(8)が確認できる書類(契約書等の写し)

(2) 提案書提出時

A4サイズを原則とし、片面1枚以内(ただし、表紙、「(2)イ 業務実績等※実績を証明する書類」「(2)ウ 総括責任者等の実務経験 ※資格等の写し」、「(2)ケ 見積金額」は制限枚数から除く。)に以下の内容を記載(提出部数は正本1部、副本8部) 副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

ア 提案事業者の概要

提案事業者の業務概要

イ 業務実績等

令和2年4月以降、官公庁(国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。)発注の業務で元請として契約した放課後児童健全育成事業業務の受託実績(業務名、発注者、受託契約期間)

※実績を証明する書類(契約書等)を添付すること(制限枚数から除く)

ウ 総括責任者等の実務経験

配置される総括責任者等の経歴、資格並びに放課後児童健全育成事業業務、同種(児童福祉施設、放課後子ども教室)の実務経験

(ア) 総括責任者の経歴及び資格(放課後児童支援員、保育士、社会福祉士、教員又は幼稚園教諭)

※資格等の写しを添付すること(制限枚数から除く)

(イ) 総括責任者の放課後児童健全育成事業業務、同種(児童福祉施設、放課後子ども教室)の実務経験(実務経験年数等)

(ウ) 主任担当者の経歴及び放課後児童健全育成事業業務の実務経験(実務経験年数等)

エ 児童の育成支援

(ア) 放課後児童クラブの活動時間内における遊びや学習の体験等の実施方法の提案

(イ) 児童の意見を放課後児童クラブの運営に反映できる取組や仕組みの提案

(ウ) 障がい児童に対する育成の支援及び対応方法の提案

オ 保護者の支援体制

(ア) 保護者と支援員等が良好な関係を築ける取組や体制

(イ) 保護者の満足度向上につながる取組の提案

カ 支援員等の雇用、配置及び研修指導体制等

(ア) 支援員等の職制設定、配置体制及び代替員確保体制

(イ) 支援員等の継続雇用及び地域人材採用計画(現放課後児童クラブ支援員の雇用及び処遇並びに地域人材採用の優先性)

(ウ) 支援員等の福利厚生

(エ) 支援員等の資質向上のための研修の機会の確保及び指導・フォロー体制

キ 危機管理体制及び事務局体制等

- (ア) 本業務を担当する営業所及び担当者数
- (イ) 連絡体制（平日、休日、時間外等）、担当者不在時の対応方法、現在の手持業務の状況及び本業務を受託した場合の専任体制
- (ウ) 準備期間から本格稼働へ移行後も円滑な運営ができる事務局体制
- (エ) 事故発生時等（事故、けが、疾病、いじめ、虐待、誤帰宅・誤預かり等）の迅速な対応及び予防の体制（事故の予防及び事故発生時の対応体制）
- (オ) 放課後児童クラブの円滑な運営における学校及び地域との連携体制

ク 事業者の自主的な取組提案

- (ア) 放課後児童クラブにおける事業者の自主的な取組提案

ケ 見積金額（3「提案限度額」（消費税非課税）以内）

- ※積算内訳の詳細も明らかにすること。（人件費、物件費、間接経費、事務局費等）
- ※制限枚数から除く。

10 評価基準

- (1) 以下の項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計で最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。（詳細は、別紙【採点表】のとおり。）

ア 事業者の評価（事務局評価）（90点）

- (ア) 業務実績等 (40点)
- (イ) 総括責任者等の実務経験 (50点)

イ 提案内容の評価（選考委員評価）（112点）×5人＝560点

- (ア) 児童の育成支援 (36点)
- (イ) 保護者の支援体制 (12点)
- (ウ) 支援員等の雇用、配置及び研修指導体制等 (36点)
- (エ) 危機管理体制及び事務局体制等 (16点)
- (オ) 事業者の自主的な取組提案 (12点)

- (2) 最高得点の者が複数の場合は、見積金額が最も安価な者を最優秀提案者として選定する。
(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

11 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。
(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(3) 次に掲げる提案は無効とする。

- ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
- イ 見積金額が提案限度額を超える提案
- ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- エ 市が示した条件に違反した提案
- オ 選考委員に故意に接触を図った者、その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

- (4) 提案提出後に提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (9) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (10) ヒアリング実施前の、選考委員（8に記載）との接触を禁止する。

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>